

平成 24 年度 関東ゴルフ連盟 春季ジュニア・ゴルフスクール 実施規定

主 催 関東ゴルフ連盟 (KGA)

〒104-0061 東京都中央区銀座 8-18-11 銀座 SC ビル 4F

TEL 03-6278-0005

KGA ホームページ (www.kga.gr.jp)

主 管 (財) 日本ゴルフ協会 (JGA)

協 力 (社) 日本プロゴルフ協会

(社) 日本女子プロゴルフ協会

鷹之台カンツリー倶楽部 (予定)

船橋カントリー倶楽部

東京五日市カントリー倶楽部

袖ヶ浦カンツリークラブ

千葉カントリークラブ

(開催日順)

1. 目 的 関東ジュニアゴルフ選手権及び関東小学生大会への出場を目指すジュニアゴルファーを対象に研修ラウンドを通じて、スコアカードの記入方法、エチケット、マナー、ルールの徹底と技量の向上をはかる。

2. 参加資格 平成24年4月2日現在、関東地区在住在校の小学校4、5、6年生、中学生、高校生で、JGAジュニア会員であること。

※1 関東地区とは、KGA管轄の1都10県（新潟、長野、山梨、群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡）をいう。

※2 ジュニア育成委員会はスクール中を含めいつでも出場に相应しないと判断した者の参加資格を取り消すことができる。

※3 JGAジュニア会員でない者は、先にJGAジュニア会員申し込みをすること。

※4 平成24年4月2日現在の学校および学年で各対象スクールに申し込むこと。

3. 開催日、会場および参加料

■中学生・高校生スクール

開催日	会場	対象者/定員	参加料 (消費税を含む)
3月26日(月)	鷹之台カンツリー倶楽部 (予定)	中級者・上級者 (100名)	4,200円
3月30日(金)	袖ヶ浦カンツリークラブ・袖ヶ浦コース	中級者・上級者 (100名)	4,200円
4月2日(月)	千葉カントリークラブ・梅郷コース	中級者・上級者 (100名)	4,200円

※ 参加料には、プレー代、昼食代が含まれる。

■小学校4、5、6年生スクール

開催日	会場	対象者/定員	参加料 (消費税を含む)
3月27日(火)	船橋カントリー倶楽部	中級者・上級者 (80名)	5,250円
3月28日(水)	東京五日市カントリー倶楽部	中級者・上級者 (80名)	5,250円

※ 参加料には、プレー代、昼食代 (参加者と親権者キャディーの2名分) が含まれる。

※ 必ず、親権者 (準ずる方) と2名1組で参加すること。

4. 内容

■中学生・高校生スクール

- ・スタート前にルール、エチケット及びマナーの講習を行う。
- ・参加者がゴルフバッグを担いで(セルフバッグプレー)、18ホールの研修ラウンド
- ・関東ジュニアゴルフ選手権を目指す者を対象に、スコアカードの正しい記入方法や、エチケット及びマナー等、競技に参加するにあたり、必要な事項に重点をおいた指導を行う。

■小学校4、5、6年生スクール

- ・スタート前にルール、エチケット及びマナーの講習を行う。
- ・親権者（準ずる方）がゴルフバッグを担いで、18ホールの研修ラウンドレッスン
- ・関東小学生大会を目指す者を対象に、スコアカードの正しい記入方法や、エチケット及びマナー等、大会に参加するにあたり、必要な事項に重点をおいた指導を行う。
- ・親権者（準ずる方）にも、キャディーとして関東小学生大会に出場する為に必要な指導を行う。

5. 各クラスの分け方と目安

【中学生・高校生】

1ラウンド平均ストロークにより次のように分ける。

上級者	99ストローク以下でラウンドできる技量
中級者	100～119ストロークの間でラウンドできる技量
初級者	120ストローク以上、数回のラウンドのみ、及びショートコースのみ程度の経験

【小学校4、5、6年生】

1ラウンド平均ストロークにより次のように分ける。

上級者	99ストローク以下でラウンドできる技量
中級者	100～119ストロークの間でラウンドできる技量
初級者	120ストローク以上、数回のラウンドのみ、及びショートコースのみ程度の経験

6. 講師

■中学生・高校生スクール

関東ゴルフ連盟 ジュニア育成委員会委員

■小学校4、5、6年生スクール

関東ゴルフ連盟 ジュニア育成委員会委員

(社)日本プロゴルフ協会 派遣プロ

(社)日本女子プロゴルフ協会 派遣プロ

7. 申込期間

■中学生・高校生スクール

平成24年2月2日（木）正午から平成24年2月16日（木）17：00までとする。

■小学校4、5、6年生スクール

平成24年2月1日（水）正午から平成24年2月16日（木）17：00までとする。

- 8. 参加料振込** 参加料を、振込期限までに下記口座へ**参加者名**で振り込むこと。
三井住友銀行 麹町支店（店番号218） 普通預金 No. 7505512
「関東ゴルフ連盟スクール口」（カントウゴルフレンメイスクールグチ）
- ※1 参加料振込期限までに入金を確認できない場合、スクールに参加することはできない。
※2 申込期間後の参加取消の場合、参加料は返金しない。
※3 振込手数料は、差し引かないこと。
- 9. 参加料振込期限** 平成24年2月21日（火）までに指定口座に入金しておくこと。
- 10. 申込方法** KGA ホームページで各会場**先着順**での申し込みとする。
本人または親権者が申し込むこと。
申し込みには JGA ジュニア会員番号と生年月日（西暦）が必要なので予め確認しておくこと。
- ※1 「ホームページによる申し込み」の先着順とするが「参加料の振り込み」の確認が参加料振込期限内にできない場合は、参加できない。
※2 キャンセル待ちの場合も、参加料を振り込むこと。申込者にキャンセルがでた場合、ウェーティング順で繰り上がり参加とするが振込期間内に入金確認できない場合は参加できない。キャンセル待ちで出場できなかった場合はスクール終了後に返金する。申込締切後は、欠場者が出ても次位の者は繰り上げない。
※3 申込確認は、申し込み完了と同時に、登録されたメールアドレスへ申込内容が自動的にメール送信される。また、KGAホームページの「ジュニア」ページの「申込者一覧」に参加者の氏名が掲載される。
※4 参加料振込の確認は、KGAまで問い合わせること。
- 11. 参加者決定** 申込締切以降順次、KGAホームページで発表する。
- ※1 参加者には、開催日の約10日前にスクール当日の「参加証」となる封筒で、「詳細を書いた書類および注意事項」を郵送するので必読すること。
※2 「組合わせ表」はスクール当日受付で配布する。

会 場 案 内

- 鷹之台カンツリー倶楽部（予定）

〒262-0001 千葉県千葉市花見川区横戸町 1501 TEL：047-484-3151

交通案内： 東関道 千葉北 IC より約 5 km
京成電鉄 京成大和田駅より徒歩で約 7 分

- 船橋カントリー倶楽部

〒270-1415 千葉県白井市清戸 703 TEL：047-497-0236

交通案内： 東関道 千葉北 IC より約 15 km
北総公団線 千葉ニュータウン中央駅より車で約 5 分

- 東京五日市カントリー倶楽部

〒190-0155 東京都あきる野市網代 745 TEL：042-595-0111

交通案内： 圏央道 あきる野 IC より約 6 km
JR 五日市線 武蔵増戸駅より車で約 10 分

- 袖ヶ浦カンツリークラブ・袖ヶ浦コース

〒266-0007 千葉県千葉市緑区辺田町 567 TEL：043-291-1111

交通案内： 千葉東金道 大宮 IC より約 3 km
JR 外房線 鎌取駅より車で約 5 分

- 千葉カントリークラブ・梅郷コース

〒278-0021 千葉県野田市堤根 167 TEL：04-7122-1100

交通案内： 常磐道 柏 IC より約 7 km
東武野田線 野田市駅より車で約 6 分

（開催日順）

※1 所要時間は時間帯や交通状況によって多少異なる。

※2 各会場の集合時間は、KGAより郵送する書類を必ず確認すること。

【個人情報に関する同意内容】

参加希望者および親権者は、参加申込みに際し、関東ゴルフ連盟が取得する参加申込者の個人情報を次の目的の範囲内で他に提供(公表)することについて、予め同意することを要する。

- (1) 関東ゴルフ連盟が主催する競技およびゴルフスクール・小学生大会の参加資格の審査
- (2) 競技の開催および運営に関する業務。これには、1.参加者に対する競技関係書類(組合せ表等)の発送、2.競技の開催に際し、競技関係者(報道関係者を含む)に対する参加者の氏名、生年月日、学校名、所属(所属倶楽部)、その他選手紹介情報ならびに競技結果の公表を含む。
- (3) 参加申込に際し、KGA が取得する参加申込者の個人情報と、その競技における結果の記録の保存、ならびに競技終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)2.記載の公表事項の適宜の方法による公表。

【肖像権に関する同意内容】

参加希望者およびその親権者は、参加申込みに際し、主催競技およびゴルフスクール・小学生大会(競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む)に関して、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは関東ゴルフ連盟の目的に反しない範囲で利用するために、写真・テレビ・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物(適正範囲の編集に限る)にかかる競技者の肖像権(収録物等にかかる競技者の氏名・肖像を展示・通信・放送・上映により一般に公開し、あるいは貸与し、頒布するなどして他に提供する権利)を関東ゴルフ連盟に譲渡することを、予め承諾することを要する。